

平成25年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成26年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
岐阜市	○		市民病院事業会計	—
岐阜市	○		中央卸売市場事業会計	—
岐阜市	○		水道事業会計	—
岐阜市	○		下水道事業会計	—
岐阜市		○	廃棄物発電事業特別会計	—
岐阜市		○	食肉地方卸売市場事業特別会計	—
岐阜市		○	観光事業特別会計	—
岐阜市		○	ものづくり産業集積地整備事業特別会計	—
大垣市	○		病院事業会計	—
大垣市	○		水道事業会計	—
大垣市		○	簡易水道事業会計	—
大垣市		○	公設地方卸売市場事業会計	—
大垣市		○	公共下水道事業会計	—
大垣市		○	特定環境保全公共下水道事業会計	—
大垣市		○	農業集落排水事業会計	—
高山市	○		水道事業会計	—
高山市		○	下水道事業特別会計	—
高山市		○	地方卸売市場事業特別会計	—
高山市		○	簡易水道事業特別会計	—
高山市		○	農業集落排水事業特別会計	—
高山市		○	観光施設事業特別会計	—
多治見市	○		水道事業会計	—
多治見市	○		病院事業会計	—
多治見市		○	廃棄物発電事業特別会計	—
多治見市		○	下水道事業特別会計	—
多治見市		○	農業集落排水事業特別会計	—
関市	○		関市上水道事業会計	—
関市		○	関市下水道特別会計	—
関市		○	関市農業集落排水事業特別会計	—
関市		○	関市食肉センター事業特別会計	—
関市		○	関市公設地方卸売市場事業特別会計	—
関市		○	関市簡易水道事業特別会計	—
中津川市	○		水道事業会計	—
中津川市	○		病院事業会計	—
中津川市		○	下水道事業会計	—
中津川市		○	農業集落排水事業会計	—
中津川市		○	特定環境保全公共下水道事業会計	—
中津川市		○	個別排水処理事業会計	—
中津川市		○	簡易水道事業会計	—
美濃市	○		病院事業会計	—
美濃市	○		上水道事業会計	—
美濃市		○	簡易水道特別会計	—
美濃市		○	農業集落排水事業特別会計	—
美濃市		○	下水道特別会計	—
瑞浪市	○		瑞浪市水道事業会計	—
瑞浪市		○	瑞浪市農業集落排水事業特別会計	—
瑞浪市		○	瑞浪市下水道事業特別会計	—
瑞浪市		○	瑞浪中央土地区画整理事業特別会計	—

平成25年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成26年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
羽島市	○		上水道事業会計	—
羽島市	○		病院事業会計	—
羽島市		○	簡易水道事業特別会計	—
羽島市		○	下水道事業特別会計	—
恵那市	○		水道事業会計	—
恵那市	○		病院事業会計	—
恵那市	○		介護老人保健施設事業会計	—
恵那市	○		国民健康保険診療所事業会計	—
恵那市	○		介護老人福祉施設事業会計	—
恵那市		○	簡易水道事業特別会計	—
恵那市		○	公共下水道事業特別会計	—
恵那市		○	農業集落排水事業特別会計	—
美濃加茂市	○		水道事業会計	—
美濃加茂市	○		下水道事業会計	—
土岐市	○		水道事業会計	—
土岐市	○		病院事業会計	—
土岐市		○	下水道事業特別会計	—
土岐市		○	農業集落排水事業特別会計	—
各務原市	○		水道事業会計	—
各務原市		○	下水道事業特別会計	—
可児市	○		水道事業会計	—
可児市		○	公共下水道事業特別会計	—
可児市		○	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
可児市		○	農業集落排水事業特別会計	—
山県市	○		水道事業会計	—
山県市		○	簡易水道事業特別会計	—
山県市		○	農業集落排水事業特別会計	—
山県市		○	公共下水道事業特別会計	—
瑞穂市	○		水道事業会計	—
瑞穂市		○	下水道事業特別会計	—
瑞穂市		○	農業集落排水事業特別会計	—
飛騨市	○		水道事業会計	—
飛騨市	○		国民健康保険病院事業会計	—
飛騨市		○	簡易水道事業特別会計	—
飛騨市		○	公共下水道事業特別会計	—
飛騨市		○	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
飛騨市		○	農村下水道事業特別会計	—
飛騨市		○	個別排水処理施設事業特別会計	—
飛騨市		○	下水道汚泥処理事業特別会計	—
本巣市	○		水道事業会計	—
本巣市		○	簡易水道特別会計	—
本巣市		○	農業集落排水事業特別会計	—
本巣市		○	公共下水道特別会計	—
郡上市	○		水道事業会計	—
郡上市	○		病院事業等会計	—
郡上市		○	簡易水道事業特別会計	—
郡上市		○	下水道事業特別会計	—
郡上市		○	ケーブルテレビ事業特別会計	—
郡上市		○	宅地開発特別会計	—

平成25年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成26年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
下呂市	○		水道事業会計	—
下呂市	○		下呂温泉合掌村事業会計	—
下呂市	○		金山病院事業会計	—
下呂市		○	簡易水道事業特別会計	—
下呂市		○	下水道事業特別会計	—
海津市	○		水道事業会計	—
海津市	○		介護老人福祉施設事業特別会計	—
海津市	○		介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計	—
海津市	○		介護老人保健施設事業特別会計	—
海津市		○	下水道事業特別会計	—
岐南町	○		水道事業会計	—
岐南町		○	下水道事業特別会計	—
笠松町	○		水道事業会計	—
笠松町		○	下水道事業特別会計	—
養老町	○		上水道事業会計	—
養老町		○	簡易水道特別会計	—
養老町		○	食肉事業センター特別会計	—
養老町		○	公共下水道事業特別会計	—
養老町		○	農業集落排水事業特別会計	—
垂井町	○		水道事業会計	—
垂井町		○	公共下水道事業特別会計	—
垂井町		○	農業集落排水事業特別会計	—
垂井町		○	簡易水道特別会計	—
関ヶ原町	○		水道事業会計	—
関ヶ原町	○		病院事業会計	—
関ヶ原町		○	玉農業集落排水事業特別会計	—
関ヶ原町		○	今須農業集落排水事業特別会計	—
関ヶ原町		○	公共下水道事業特別会計	—
神戸町	○		神戸町水道事業会計	—
神戸町		○	神戸町公共下水道事業特別会計	—
輪之内町	○		輪之内町水道事業会計	—
輪之内町		○	輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
安八町	○		水道事業会計	—
安八町		○	公共下水道事業特別会計	—
揖斐川町	○		上水道事業会計	—
揖斐川町		○	大和簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	脛永簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	市場簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	谷汲簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	北部簡易水道特別会計	—
揖斐川町		○	農業集落排水事業特別会計	—
揖斐川町		○	公共下水道事業特別会計	—
揖斐川町		○	個別排水事業特別会計	—
大野町	○		上水道事業会計	—
池田町	○		水道事業会計	—
池田町		○	北部簡易水道事業特別会計	—
池田町		○	南部簡易水道事業特別会計	—
池田町		○	農業集落排水事業特別会計	—
池田町		○	公共下水道事業特別会計	—
池田町		○	温泉施設特別会計	—

平成25年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

平成26年11月

岐阜県清流の国推進部市町村課

地方公共団体の名称	法適用 企業	法非適用 企業	特別会計の名称	資金不足比率
北方町	○		上水道事業会計	—
北方町		○	下水道事業特別会計	—
坂祝町	○		上水道事業会計	—
坂祝町		○	公共下水道事業特別会計	—
坂祝町		○	農業集落排水事業特別会計	—
富加町	○		水道事業会計	—
富加町		○	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
富加町		○	農業集落排水事業特別会計	—
川辺町	○		水道事業会計	—
川辺町		○	下水道事業特別会計	—
川辺町		○	農業集落排水事業特別会計	—
七宗町		○	簡易水道事業特別会計	—
七宗町		○	下水道事業特別会計	—
八百津町	○		水道事業会計	—
八百津町		○	簡易水道事業特別会計	—
八百津町		○	公共下水道事業特別会計	—
八百津町		○	農業集落排水事業特別会計	—
白川町		○	簡易水道特別会計	—
東白川村		○	簡易水道特別会計	—
東白川村		○	下水道特別会計	—
御嵩町	○		水道事業会計	—
御嵩町		○	下水道特別会計	—
白川村		○	簡易水道特別会計	—
白川村		○	公共下水道特別会計	—
白川村		○	温泉開発特別会計	—
白川村		○	白弓スキー場特別会計	—
瑞穂市・神戸町水道組合		○	瑞穂市・神戸町水道組合会計	—
可茂公設地方卸売市場組合		○	市場事業一般会計	—
飛騨農業共済事務組合	○		農業共済事業会計	—
西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	○		介護老人保健施設西美濃さくら苑事業会計	—
東濃農業共済事務組合	○		農業共済事業会計	—
中濃地域農業共済事務組合	○		農業共済事業会計	—
公営企業会計合計	64	115		

- ※1 資金不足比率の算定においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づき、一部事務組合等も算定の対象となります。
- ※2 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計をいいます。
- ※3 法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外に係る特別会計をいいます。
- ※4 特別会計の名称は、地方公共団体が設置する公営企業会計の名称です。
- ※5 公営企業の資金の不足額の算定において算定結果が0以下となる場合は、資金不足比率欄を「—」と記載することとなっています。